

政が非常に厳しく、地方へのお金
がどんどん少なくなっていくのだら
うという心配への受け皿をここで
つくるうというわけです。

Q 職員は、6市町村で異動があ
るのか。地域局に顔見知りが出て
くれることがありがたいか？

A 地元の職員が居て、気軽に相
談できることが一つのサービスク
も知れないですね。合併すれば当
然人事交流は出てきますが、参考
意見として今後の検討課題にさせ
てください。

Q 住民投票を行っても、住民の
意見が反映されず、議会が別の方
向を可決するのは住民投票の意
味がないのではないか？

A 投票が投票資格者の2分の1
以上で、開票の結果、有効投票の
賛否いずれかが3分の2以上の場
合、住民の総意の表れとして町長
はその意思を尊重して合併問題に
関する可否の表明をします。事実
上、町長を拘束できるということ
がこの住民投票の特長です。この
投票によって得た結果を、町長は
議会にかけます。したがって、最
終的に町長は議会の意思が決定し
ます。

お知らせ

諏訪地域6市町村 任意合併協議会

諏訪地域6市町村任意合併協議会は、10月までに13回の会合が開かれました。

協議会で決定された主な事項については別表をご覧ください。

詳しくは、諏訪地域6市町村任意合併協議会事務局より発行されます「任意合併協議会だより」
をご覧ください。

任意合併協議会の主な協議結果

協議項目	協議結果
ごみの分別収集	当面は現行どおりとし、新市において一般廃棄物処理計画(資源物回収・ごみ処理計画を含む)を策定していく。
文化会館・公民館等使用料	施設使用料及び附属設備使用料は原則として現行どおりとする。なお、文化会館についてホール・舞台を練習・準備でのみ使う場合の特別な使用料、及び超過使用の場合の使用料、並びに使用料の減免の基準については統一する方向で検討する。
精神障害者ホームヘルプサービス	現行とおり継続していく。
精神障害者ショートステイ事業	富士見町、原村は実施の方向で、事業を行っている市町村は、現行どおりとする。
農作物価格安定対策事業	新市においても継続実施していく。
商店街助成施策	各市町村の現況を踏まえ、新市の商店街等への助成制度を設け、内容については合併時までに調整する。
慣行の取扱い	
市町村章・旗	新市において検討し新たに制定する。
市町村の花・木・歌	新市において検討し新たに制定する。
市町村民憲章	新市において検討し新たに制定する。
都市宣言	現行の宣言を踏まえ、新市において新たに宣言する方向で調整する。
名誉市町村民	新市においては、当面、条例の制定は考えない。
姉妹都市・友好都市	姉妹都市・友好都市は新市(地域局)へ引継ぎ、相手先の意向を確認しながら調整する。
社会福祉関係事務事業	
障害者計画	合併後新市において、すみやかに新障害者福祉計画を策定する。
日常生活用具給付	国庫補助事業のため、現行のとおり新市において実施する。
更生医療給付	国庫補助事業等のため、現行のとおり新市において実施する。
保健医療関係事務事業	
精神疾患通院医療費公費負担	現行のとおり新市において実施する。
精神障害者小規模作業所	新市においても新施設(諏訪市)を含め、3か所を運営していく。